

報道関係者各位

令和7年6月26日(木)

【照会先】

山口労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 原田直哉
室長補佐 鈴木 愛
電話 (083) 995-0390

「女性活躍実践セミナー」を開催します

改正女性活躍推進法6月11日公布。今、自社の女性活躍を考える。
～「配慮」のつもりが「排除」になっていませんか？～

山口労働局(局長 すずきてるみ 鈴木輝美)は、7月24日(木)に女性活躍実践セミナーを開催します。
本セミナーでは、女性が活躍する、女性に選ばれる企業になるために、「働きやすさ」とともに女性が「働きがい」をもてる職場づくりに取り組む意義を解説し、女性活躍を進める手法として、従業員アンケートやアンコンシャス・バイアス研修を実施した企業の事例、女性活躍推進法の最新情報等を紹介します。

詳しくは別添リーフレットをご参照ください。

【セミナー概要】

1. 日時 令和7年7月24日(木) 13:30～15:45
2. 会場 KDD I 維新ホール 205 会議室(山口市小郡令和一丁目1番1号)
3. 定員 100名:会場30名、オンライン70名(先着順、参加無料、要事前申込)
4. 共催 山口大学、山口産業保健総合支援センター
5. 対象 企業の経営者・管理職・人事労務担当者、自治体関係職員等
6. 内容

◆講演

「女性に活躍してもらい
組織になるためのヒント
～山口県の女性労働特性と
大学生意識調査からわかる
こと～」
山口大学副学長
ダイバーシティ推進室長
経済学部教授
鍋山祥子氏

◆事例発表

「ダイバーシティ全社員
アンケートからはじめた
女性活躍推進の取組」
河崎運輸機工(株)
取締役
二武義輝氏

◆事例発表

「男女の固定的な役割分担
意識の解消に向けた取組
と効果について」
(株)山口フィナンシャル
グループ
人財支援部人事グループ兼
DE&I推進グループ
副調査役 林田あゆみ氏
ほか

〈添付資料〉

- 資料1 女性活躍実践セミナーの開催案内
資料2 女性活躍推進法 改正ポイントのご案内

当日の取材をご希望の場合は、会場設営の関係で、7月22日（火）17:00までにご連絡ください。

山口労働局雇用環境・均等室 担当：鈴木
電話：083-995-0390

（7月24日開催）

「女性活躍実践セミナー」 取材申込書

メールでも取材の申込みを受け付けます。この取材申込書に必要事項をご記入の上、7月22日（火）17:00までに、35roudou-s1@mhlw.go.jpへお送りください。

※ 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「×」を「@」に置き換えてください。

社名	
氏名	(合計名)
連絡先	電話： Email：
カメラ	あり（スチール・ムービー）・なし ※該当するものを○で囲んでください
通信欄	

県内企業に「職場における女性活躍」の取組が更に広がるよう、
広く県民の皆様にも周知いたしたく、取材・報道をよろしく願います。

女性活躍実践セミナー

「配慮」のつもりが「排除」になっていませんか？

女性が働きやすい職場づくりへの取組が進みつつある一方で、職場における固定的な性別役割分担意識は存在し、管理職に占める女性割合や勤続年数等の男女格差は未だ生じています。女性が活躍する、女性に選ばれる企業になるためには、女性が働きがいをもてる職場づくりへの取組が重要です。

本セミナーでは、女性活躍に向けた仕事と家庭との両立支援（働きやすさ）とともに、**機会均等の確保（働きがい）**に取り組む意義は何か。また、より一層女性活躍を進めていくための手法として、**従業員アンケートの活用やアンコンシャス・バイアス研修の実施等**について、講演と先進企業の事例発表からヒントを得ていただきたく開催します。

日時

2025年 **7月24日** 木
13:30～15:45

参加費
無料

会場

KDDI維新ホール205会議室

山口市小郡令和一丁目1番1号（JR新山口駅北口直結）

ハイブリッド
開催

定員

先着100名（会場30名、オンライン70名）

対象

企業の経営者・管理職・人事労務担当者、自治体関係職員等

内容

● 講演

「女性に活躍してもらう組織になるためのヒント
～山口県の女性労働特性と大学生意識調査からわかること～」

山口大学副学長
ダイバーシティ推進室長
経済学部教授
鍋山祥子氏

● 事例発表

「ダイバーシティ全社員アンケートからはじめた女性活躍推進の取組」

河崎運輸機工（株）
取締役
二武義輝氏

● 事例発表

「男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた取組と効果について」

（株）山口フィナンシャルグループ
人財支援部人事グループ
兼 DE&I推進グループ
副調査役 林田あゆみ氏

詳しくは裏面タイムスケジュール・プログラムへ

申込締切

2025年7月22日（火） 申込方法は裏面に記載

※定員に達し次第、申込を締め切ります

主催：山口労働局 共催：山口大学、山口産業保健総合支援センター

後援：山口県、山口県経営者協会、山口県商工会議所連合会、山口県商工会連合会、山口県中小企業団体中央会、山口経済同友会

タイムスケジュール・プログラム

13:00 受付開始

内容を少しだけ紹介します
当日をどうぞお楽しみに！

13:30 開会挨拶

山口労働局

女性活躍を「義務」から「戦略」に変える方法を山口県の女性の特性から考える。大学生が求める「働き方」が示す社員への期待のかけ方とは。

13:35 講演

「女性に活躍してもらおう組織になるためのヒント

～山口県の女性労働特性と大学生意識調査からわかること～

山口大学副学長／ダイバーシティ推進室長／経済学部教授 鍋山祥子氏

性別も年齢も異なるメンバー5名が全社員アンケートを行う。管理職になりたい女性社員ゼロから、管理職を目指し総合職に7名登用までの道のり。

14:30 県内企業の女性活躍推進の戦略と実践

「ダイバーシティ全社員アンケートからはじめた女性活躍推進の取組」

河崎運輸機工（株）

取締役 二武義輝氏

アンコンシャス・バイアス研修を実施する理由。経営層・管理職の反応は。全社員の意識改革、女性活躍を加速させるために、会社の決断は。

14:50 「男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた取組と効果について」

（株）山口フィナンシャルグループ

人財支援部人事グループ兼DE&I推進グループ副調査役 林田あゆみ氏

15:10 質疑応答

15:20 「働く女性の健康支援に取り組むポイント」

山口産業保健総合支援センター

保健師 山藤紀子氏

諦めさせない！女性がいきいきと働き続けるために、女性特有の健康課題について知り、今何ができるのか考えてみましょう。

15:30 「改正女性活躍推進法の概要、女性活躍支援ツールについて」

山口労働局雇用環境・均等室

室長補佐 鈴木 愛

女性活躍推進法の最新情報。従業員アンケート（ひな型）、アンコンシャス・バイアス研修動画のご案内。

15:45 閉会

アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は、多くの人が様々な形で持っているものです。

誰もが働きやすい職場づくりのためには、個々人が持つアンコンシャス・バイアスによる弊害を払しょくすることが必要です。人材の多様化が進む中、自分の「当たり前」を振り返ることで、よりよい職場づくりになります。

アンコンシャス・バイアスをチェックしてみませんか。

- 組織のリーダーは男性が向いている
- 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない
- 自社に男女間格差はない など

⇒こちらをご活用ください

内閣府男女共同参画局

「無意識の思い込みチェックシート・事例集」



申込方法

参加方法をご選択いただき、下記の二次元コードまたはURLからお申込みください

なお、定員に達した等により、お申込みができない場合のお知らせは、山口労働局ホームページの専用ページに掲載しますのでご確認ください。

①会場参加（定員30名）



<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou35/zyokatsu0724kaizyosanka>

②オンライン/ZOOMライブ配信（定員70名）



<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou35/zyokatsu0724online>

質疑応答

当日の質疑応答は、上記①会場参加者のみに限定させていただきます

②オンライン参加者におかれては、事前にご質問をいただければセミナー当日又は後日にご回答します。

お申込時の留意事項

受付完了後、申込完了メールがすぐに返信（自動配信）されます。ZOOMのURLや当日の留意点等はそちらに記載されておりますので、事前にご確認をお願いします。

メールアドレスが誤っていると、返信メールが届きませんので、お申込みの際はご注意ください。申込時にいただいた個人情報、本セミナー実施のために使用し、それ以外の目的では使用しません。

女性活躍推進法 改正ポイントのご案内

女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

- 令和8年（2026年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、**令和18年（2036年）3月31日まで**に延長されました。
- 従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。
(施行日：令和8年4月1日)
- プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。
(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

情報公表の必須項目の拡大

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

※従業員数301人以上の企業は、①「職業生活に関する機会の提供に関する実績」から1項目以上、②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績」から1項目以上の、計2項目以上を公表すること、従業員数101人以上の企業は、①及び②の全体から1項目以上を公表することとされています。

プラチナえるぼし認定の要件追加



- プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加します。

※現在、プラチナえるぼし認定を受けている企業も、認定を維持するために、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表することが要件となりますが、今後の省令等の整備において、一定の猶予を設ける予定です。

- ★ このほか、女性の健康上の特性による健康課題（月経、更年期等に伴う就業上の課題）に関して、職場の理解増進や配慮等がなされるよう、今後企業の取組例を示し、事業主による積極的な取組を促していくこととしています。

お問い合わせ先：山口労働局雇用環境・均等室 ☎083-995-0390